

資料Ⅱ.3.1(1)協定等関連資料「福岡県消防相互応援協定」

《福岡県消防相互応援協定》

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模な災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地区

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑にするため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

- 第6条** 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りではない。
- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
 - 3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。
 - 4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第7条** 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。
- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣が難しいときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。
 - 3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
 - 4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援の中断)

- 第8条** 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。
- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第9条** 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

- 第10条** 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞
じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議の
うえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第 11 条 この協定に規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱に
よるものとする。

(改廃)

第 12 条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成 18 年 10 月 10 日から効力を生じる。
- 2 平成 14 年 8 月 1 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援
協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生
じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の
規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防
防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消
防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各 1 通保管するものとす
る。

平成 18 年 10 月 10 日

《 福岡県消防相互応援協定覚書 》

平成 18 年 10 月 10 日付で締結した福岡県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第 13 条の協定に基づき、この覚書を定める。

（代表消防機関等の選定及び任務）

第 1 条 協定書第 2 条第 2 項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第 1 に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

（1）代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

（2）地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

（3）代表消防機関は、代表消防機関等の管内で大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

（応援可能消防隊の登録）

第 2 条 協定書第 4 条に基づく応援可能消防隊は、別表第 2 に掲げる消防隊とする。

（応援要請の方法）

第 3 条 協定書第 6 条の規定に基づく応援要請は、別図第 1 に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第 3 に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- （1）災害の種別、発生場所及び災害の状況
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の集結場所及び活動内容
- （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名
- （5）その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

（応援隊派遣の決定通知）

第 4 条 協定書第 7 条第 2 項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は次によるものとする。

- （1）応援隊の最高指揮者の職、氏名

- (2) 応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- (4) その他必要な事項

(先遣隊派遣時の連絡等)

第5条 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図第2の連絡体制に従い相互に連絡するものとする。

- 2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者」という。）に応援の要否を確認するものとする。
- 3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

(要請側の措置)

第6条 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 応援側の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。
- (2) 現場指揮本部の所在を明示すること。

(現場到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 到着報告事項
 - ア 応援消防本部及び消防団名
 - イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名
 - ウ 応援隊の人員、車両、資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 確認事項
 - ア 災害の現況
 - イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名
 - ウ 他の消防隊の活動概況
 - エ 活動方針
 - オ 今後の見込み
 - カ 応援隊の活動範囲及び任務
 - キ 使用無線系統
 - ク 指揮連絡担当者
 - ケ 安全管理上の注意事項
 - コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

第8条 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

第9条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) 使用した消火薬剤等の数量
- (6) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

第10条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

- 2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。
- 3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

第11条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。

- 2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

第12条 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

第13条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議等の設置)

第14条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。

- (1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。
 - 2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。
 - (1) 消防相互応援の実施に関すること。
 - (2) 消防相互応援の基本計画に関すること。
 - (3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。
 - (4) その他必要な事項

- 3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

(補則)

第15条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成14年8月1日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年 10月10日

別表第1 (覚書第1条関係)

代表消防機関等及びその代行機関の消防本部名

代表消防機関	代行消防機関
福岡市消防局	北九州消防局

地 域	代表消防機関	代行消防機関
(1)北九州地域	北九州市消防局	中間市消防本部
(2)筑豊地域	飯塚地区消防本部	田川地区消防本部
(3)福岡地域	福岡市消防局	春日・大野城・那珂川消防本部
(4)筑後地域	久留米市消防本部	大牟田市消防本部

様式第1号（覚書第3条関係）

第 年 月 日 号

様

要請者
 市町村等名
 職，氏名

印

応 援 要 請 書

福岡県消防相互応援協定書第6条の規定に基づき，下記のとおり応援を要請します。

応 援 の 種 別	第一要請	第二要請
応 援 要 請	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
災害発生日時	年 月 日 時 分	
災害の種別		
災害発生場所		
災害の状況		

応 援 隊	消 火 隊	
	救 助 隊	
	救 急 隊	
	化 学 消 火 隊	
隊	梯 子 隊	
	そ の 他	
	(人 員)	
	(資 材)	
	集結場所	
	活動内容	
	災害現場の最高 指揮者の職・氏名	
	その他必要事項 (無線波の指定等)	

様式第2号（覚書第11条関係）

応援隊活動状況報告書

		応援側市町村等名	
応援要請の種別	第一要請	第二要請	要請連絡者 消防本部名
応援要請 受報時分	年 月 日 時 分		職 氏名
災害発生場所			
応援隊の種別			
車 種			
人 員			
出 動 時 分	時 分	時 分	時 分
現場到着時分	時 分	時 分	時 分
活動開始時分	時 分	時 分	時 分
活動終了時分	時 分	時 分	時 分
帰 着 時 分	時 分	時 分	時 分
応援時間	時間 分	時間 分	時間 分
活動概要			
使用資機材			
人員機材の 異常の有無			
そ の 他			

担当者：職
 氏名
 TEL (内線)

様式第3号（覚書第11条関係）

災害概況報告書

		要請側市町村等名							
災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時	月 日 時 分						
応援要請日時	年 月 日 時 分	応援側市町村等名							
災害時案 終了日時	年 月 日 時 分	災害活動時間		時間 分					
災害発生場所									
災害種別	1 林野火災 2 建物火災 3 危険物火災 4 自然災害 5 交通機関災害 6 その他（ ）								
災害の概況									
被害の程度 死 傷 者									
消防隊の 活動概況									
消防隊の 出動状況		消火隊	救助隊	救急隊	化学消火隊	梯子隊	その他特殊隊	計	消防団
	要請側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	分団 台 人
	応援側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	分団 台 人
他機関の出動状況 及び活動状況									
その他									

担当者：職
 氏名
 TEL (内線)

様式第4号（覚書第12条関係）

第 号
 年 月 日

様

請求者
 市町村等名
 職，氏名

印

応援に要した経費の請求について

年 月 日福岡県消防相互応援協定により応援出動したので，同協定書第10条及び同覚書第12条の規定に基づき，下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額

円

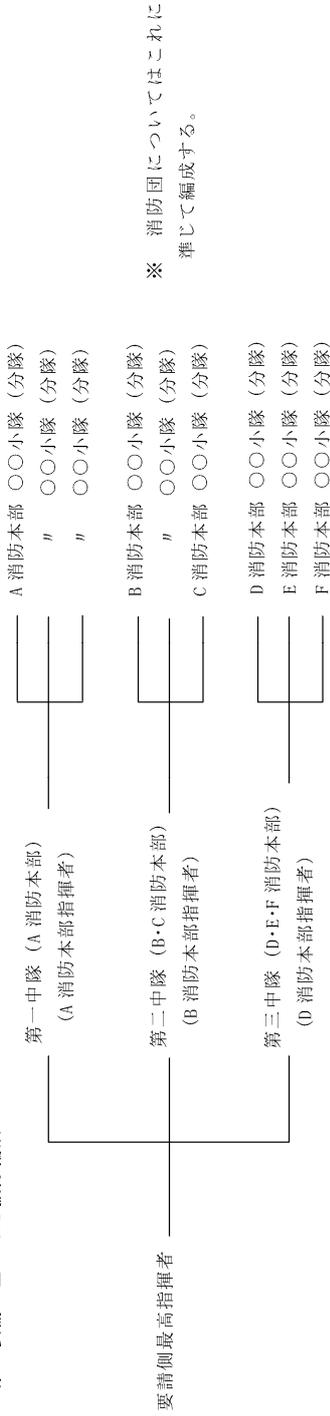
経費の内訳	項目	内容	金額
	義務事項		
協議事項			
合計			

※ 添付………積算基礎資料

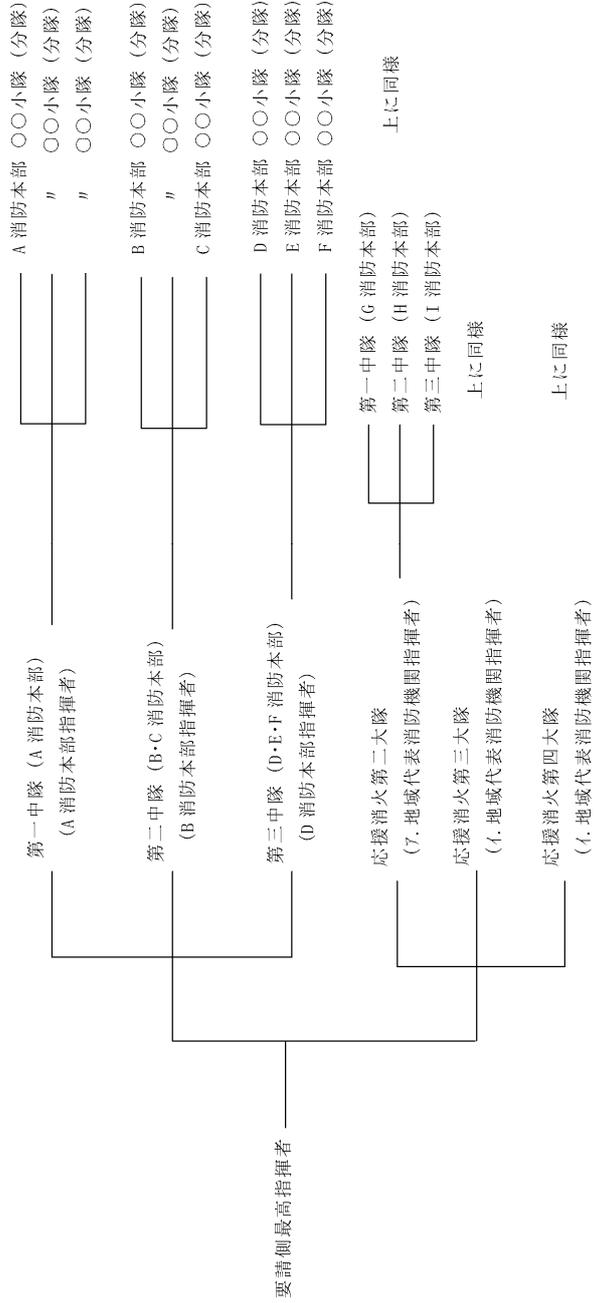
別図3 (覚書第8条関係)
応援隊編成計画

応援隊の編成は、消防本部単位及び地域単位を原則として編成する。

1. 第一要請に基づく応援隊編成



2. 第二要請に基づく応援隊編成



資料Ⅱ.3.1(2)協定等関連資料「福岡県広域航空消防応援実施要綱」

《福岡県広域航空消防応援実施要綱》

(目的)

第1条

この要綱は、福岡県消防相互応援協定書（平成18年10月10日締結、以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条

航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

第3条の2

応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条で区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続)

第4条

航空応援隊が必要と認めた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条

応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2

要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- (8) 気象の状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) 要請側消防本部の連絡先
- (11) その他必要な事項
(航空応援の中断)

第6条

応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。

2

前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

第7条

航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

2

航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条

応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

2

当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当って要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条

要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

2

前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条

航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1)

ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。

(2)

航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(3)

前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4)

前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、そのつど関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

第10条の2

各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

平成14年8月1日

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月10日

別表第1

機関	担 当 区 域	
	第1順位	第2順位
北九州市	北九州地域、筑豊地域	福岡地域、筑後地域
福岡市	福岡地域、筑後地域	北九州地域、筑豊地域

資料Ⅱ.3.1(3)協定等関連資料

「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

《災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定》

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4)救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5)被災者の一時収容のための施設の提供
- (6)被災傷病者の受入れ
- (7)遺体の火葬のための施設の提供
- (8)ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9)ボランティアの受付及び活動調整
- (10)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)応援の種類
- (3)応援の具体的な内容及び必要量
- (4)応援を希望する期間
- (5)応援場所及び応援場所への経路
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等によ

り連絡するものとする。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料Ⅱ.3.1(4)協定等関連資料
「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領」

《災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領》

1. 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

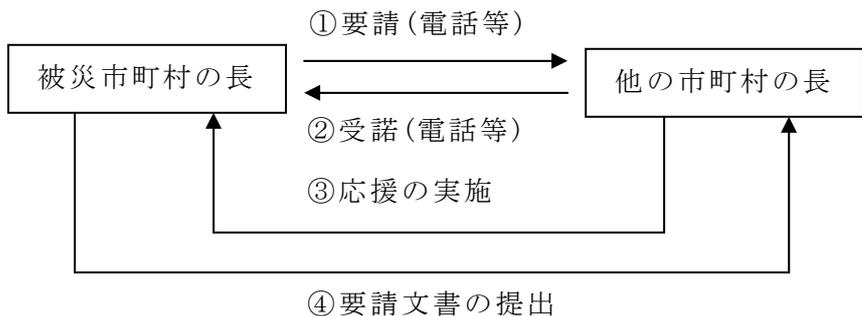
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3. 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4. 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

(1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1、要領4ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

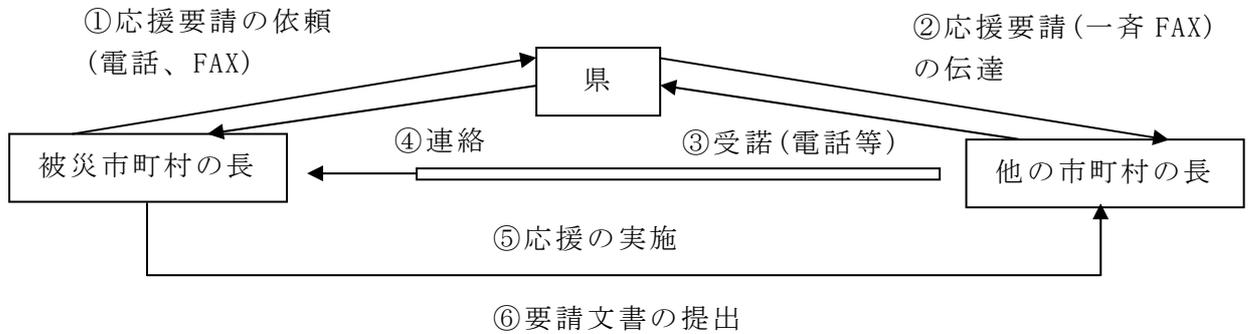
応援連絡表の記入例
記入例1・単独－要請（要領7ページ）

② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例2・単独－受諾（要領8ページ）

③ 応 援 の 実 施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3、要領6ページ）を提出する。
要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。
- (2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式1、要領4ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例3・広域－要請1(要領9ページ)

- ② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例

記入例4・広域－要請2(要領10ページ)

- ③ 受諾の連絡 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線電話又はNTT電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

市町村
↓
県

応援連絡表の記入例

記入例5・広域－受諾(要領11ページ)

- ④ 受諾の連絡 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はNTT）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はNTT）送信する。

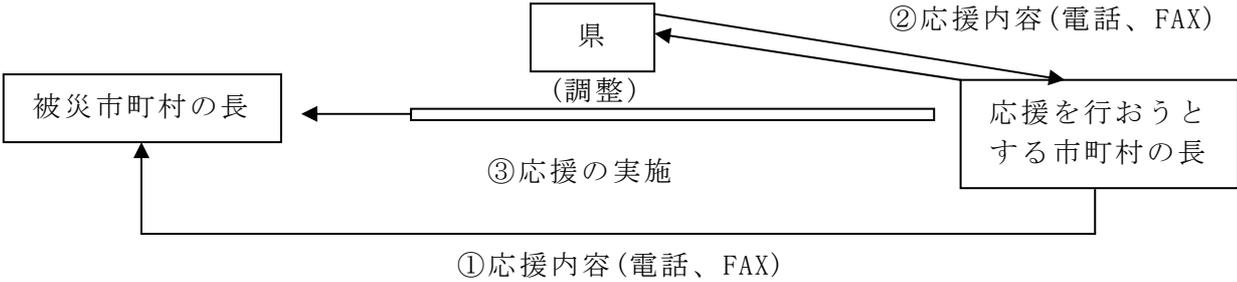
県
↓
要請市町村

- ⑤ 応援の実施 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

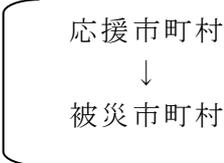
- ⑥ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書(様式 3、要領 6 ページ)を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5. 自主応援(協定第5条)

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



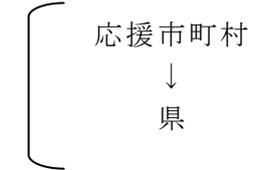
- ① 応援内容の連絡 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表(様式 2、要領 6 ページ)に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話(県防災行政無線又は NTT)で連絡するとともに、ファクシミリ(県防災行政無線又は NTT)送信する。



応援連絡表の記入例

記入例 6・自主応援(要領 12 ページ)

- ② 応援内容の連絡 自主応援を行うこととなった市町村は、県に援助を行う旨及び援助内容を電話(県防災行政無線又は NTT)で連絡するとともに、応援連絡表(様式 2)をファクシミリ(県防災行政無線又は NTT)送信する。



(県による調整) 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

- ③ 援助の実施 応援連絡表に記載した援助内容を実施する。

資料Ⅱ.3.1(5)協定等関連資料「災害時における応援に関する協定書」

《災害時における応援に関する協定書》

福岡県行橋市(以下「甲」という。)、福岡県京都郡苅田町(以下「乙」という。)、大阪府泉大津市(以下「丙」という。)及び阪九フェリー株式会社(以下「丁」という。)
は、災害時における応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙又は丙の地域に災害が発生し、独力では十分な救援活動が実施できないと判断される場合、丁所有の船舶による物資輸送の協力を得て、被災した自治体の要請により他の自治体が応援を行う場合、または非被災自治体の自主判断により応援を行う場合、その応援活動が円滑に行われるために必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の収集の協力
- (2) 生活必需物資の収集等のため要請団体が応援団体に職員を派遣した場合、当該職員の現地活動に対する支援協力
- (3) 前2号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の窓口)

第3条 甲、乙及び丙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 要請団体職員の事務遂行のために必要な臨時的措置
- (4) その他応援を必要とする事項等

(応援経費の負担等)

第5条 応援に要した費用は、要請団体の負担とする。

- 2 前項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(船舶の協力要請)

第7条 甲、乙及び丙は、災害が発生し、本協定に基づく応援が必要と判断した時は、で

きる限り速やかに、丁に対し船舶による物資等の輸送の協力を要請するものとする。
2 丁は、前項の要請があった場合は、迅速に協力を行うものとする。

(船舶の業務内容)

第8条 本協定により、要請団体が丁に対し協力を要請する業務は、第2条に定める種類に関する輸送業務とする。

(船舶による業務報告)

第9条 丁は前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに要請団体に状況報告を行うものとする。

(船舶による業務費用の負担)

第10条 第8条の規定により丁が実施した業務に要した費用は、第5条の規定を準用する。

2 第1条による自治体の自主判断により応援を行った場合の輸送費用については、その自治体が負うものとする。

3 丁は、前2項による輸送に関する費用については、別途協議を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙並びに丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成19年7月6日から実施し、甲、乙、丙並びに丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

以上のおおりに協定を締結したことを証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年7月6日

資料Ⅱ.3.1(6) 協定等関連資料「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」

《市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定》

市町村広域災害ネットワークを構成する各団体は、ネットワーク構成団体の地域において地震等の災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、他の構成団体が、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があつた事項

(応援の要請)

第2条 被災団体が応援を必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書によりネットワークを構成する団体に対し要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた団体は、ネットワーク構成団体と速やかに協議を行い、応援とりまとめ団体を決定し、その旨を被災団体並びに他の団体に速やかに通知する。但し、急を要する場合はこの限りとしなない。

(応援の実施)

第3条 ネットワーク構成団体は、応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 応援の要請がない場合でも、ネットワーク構成団体は、速やかに協議を行い、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があつたものとみなす。
- 3 応援取りまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(応援とりまとめ団体)

第4条 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

- 2 応援取りまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体の全般の活動を調整。支援することができる。
- 3 応援取りまとめ団体は被災状況の程度あるいは当該団体の理由により、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災団体の負担とする。

2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合には、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワークへの参加・離脱)

第6条 参加団体の人口規模は、同規模程度を基本とする。

2 ネットワークからの離脱は自由とする。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

2 ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された数団体で構成し、任期は2年とし、以下の業務を行う。

- (1) ネットワークに新たに参加を希望する団体の参加決定
- (2) 広域防災訓練の企画及びその管理
- (3) ネットワーク運営に係る連絡・調整
- (4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- (5) その他、ネットワーク運営上必要な事項の決定

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第9条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 締結団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第10条 ネットワーク構成団体は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して適宜、必要な訓練を実施する。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会において協議のうえ、申し合わせ書等により定める。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、各首長記名押印のうえ、各1通を保有する。

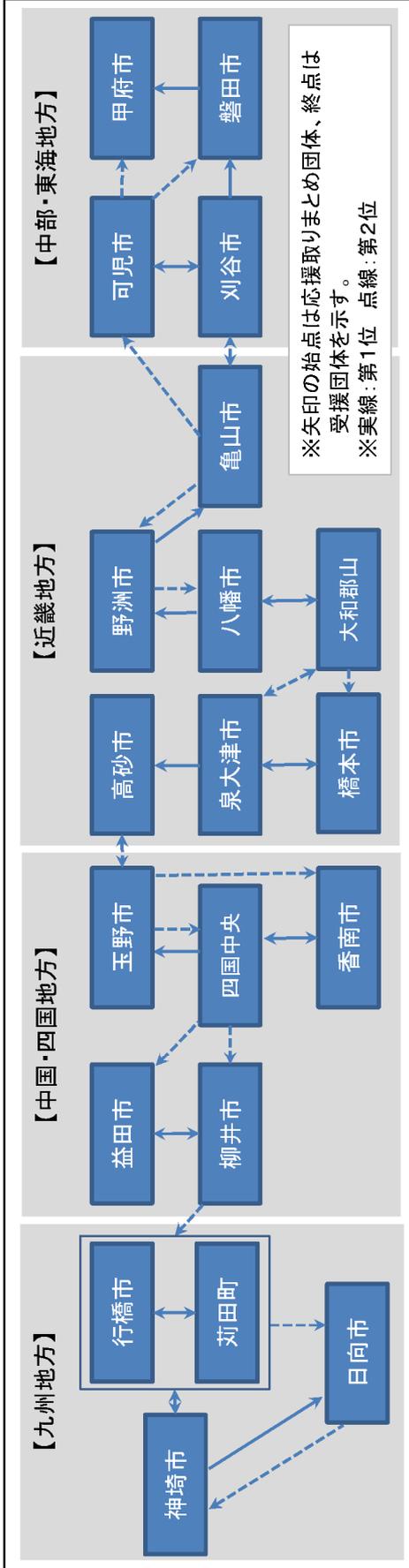
平成21年1月13日

(参加自治体名)

大阪府泉大津市、滋賀県野洲市、京都府八幡市、岐阜県可児市、愛知県刈谷市、三重県
亀山市、兵庫県高砂市、岡山県玉野市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、高知県香南
市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神崎市、山口県柳井市、山梨県
甲府市、愛媛県四国中央市、福岡県苅田町、行橋市

【資料Ⅱ.3.1(6)補足】「応援取りまとめ団体一覧」

○ 応援取りまとめ団体(第一、二位)の概要図



○ 応援取りまとめ団体一覧(第一位～第五位)

被災団体	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
1 甲府市	磐田市	刈谷市	刈谷市	野洲市	野洲市
2 磐田市	刈谷市	可児市	甲府市	野洲市	野洲市
3 可児市	刈谷市	磐田市	野洲市	八幡市	八幡市
4 刈谷市	可児市	磐田市	野洲市	大和郡山市	大和郡山市
5 野洲市	刈谷市	大和郡山市	大和郡山市	可児市	可児市
6 野洲市	八幡市	大和郡山市	大和郡山市	刈谷市	刈谷市
7 八幡市	大和郡山市	野洲市	泉大津市	亀山市	亀山市
8 大和郡山市	八幡市	泉大津市	橋本市	野洲市	野洲市
9 橋本市	泉大津市	大和郡山市	八幡市	高砂市	野洲市
10 泉大津市	橋本市	大和郡山市	八幡市	高砂市	野洲市
11 高砂市	泉大津市	玉野市	八幡市	橋本市	大和郡山市
12 益田市	柳井市	四国中央市	行橋市・苅田町	玉野市	神埼市
13 柳井市	益田市	四国中央市	行橋市・苅田町	香南市	神埼市
14 四国中央市	四国中央市	高砂市	香南市	泉大津市	橋本市
15 香南市	四国中央市	玉野市	柳井市	高砂市	泉大津市
16 四国中央市	香南市	玉野市	柳井市	高砂市	益田市
17 行橋市	神埼市	柳井市	益田市	日向市	四国中央市
18 苅田町	神埼市	柳井市	益田市	日向市	四国中央市
19 神埼市	行橋市・苅田町	日向市	柳井市	益田市	四国中央市
20 日向市	神埼市	行橋市・苅田町	柳井市	四国中央市	益田市

資料Ⅱ.3.1(7) 協定等関連資料「災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書」

災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書

行橋市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、災害対策基本法及び行橋市地域防災計画に基づき、迅速かつ円滑に応急対策活動を行うために必要な応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設」という。）の機能の維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時応急対策活動として、公共土木施設の応急復旧・人命救助・応急仮設住宅の建設等に土木資材・労力等が必要なときは、乙に応援協力の要請をすることができる。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、行橋市災害対策本部総括班長（災害対策本部が設置されていない場合は、総務部長）が行う。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項について、電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に様式第1号を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 災害の状況・場所
- (3) 活動の内容
- (4) 必要人員・必要資機材
- (5) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲から前2条の規定により要請があったときは、その趣旨に従い乙の所有する土木資材・労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法及び災害対策基本法が適用された場合は、同法の規定に従い必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により報告し、事後、速やかに乙は甲に様式第2号を提出するものとする。

- (1) 災害の状況・場所

- (2) 活動した内容
- (3) 活動した人員・資機材
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第6条 甲の要請により、乙が協力業務の実施に伴い乙に損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 甲の要請により、この協定に基づいて応援協力の業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約（昭和27年許可第1376号）第2条の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、甲はこれらの額の限度において補償の責を免れる。

(費用負担等)

第8条 第2条に基づく応援協力に要した費用は、甲の負担とする。

- 2 乙は、第5条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて応援協力に要した経費を甲に請求するものとする。
- 3 甲が負担する経費の価格及び支払方法については、災害発生直前における地域の通常の取引事例（適正価格）を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおくこととする。

- 2 連絡責任者は、甲においては行橋市災害対策本部総括副班長（災害対策本部が設置されていない場合は、総務部総務課長）を、乙においては_____とする。
- 3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれかから協定解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。ただし、3年を限度に更新するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市 代表者

行橋市長 八 並 康 一

乙 _____

災害時応急対策活動への応援協力の募集に関する要領

平成21年2月19日
行橋市 総務部 総務課

大規模な地震や風水害など市内全域が被災するような大災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）、行政独自の応急対策活動では円滑かつ迅速な対応が困難となる事態が考えられます。

このため行橋市では、災害時における応援協定の締結による関係企業等との応援体制の確立と強化を図るため、次のとおり募集に関する要領を定めます。

1. 協定の概要

(1) 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定

① 協定の趣旨

市が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設」という。）の機能の維持及び回復のため、災害時における応急対策活動への応援協力に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とします。

② 業務の概要

災害時における応急対策活動として、公共土木施設の応急復旧・人命救助・応急仮設住宅の建設等に土木資材・労力等が必要なとき、市からの要請に対して応援協力を行います。

ただし、平時における公共土木施設の緊急維持修繕工事（公共土木施設の維持修繕工事で緊急かつ小規模な工事をいう。）は、含まれません。

(2) 業務の場所と対象施設

業務の場所は市内各小学校区を一つの単位とし、主たる活動拠点となる校区及び近隣校区を相互支援校区として設定します。

また、業務の対象となる施設は、公共土木施設とします。

(3) 協定期間

協定締結の日から平成22年3月31日まで

なお、期間満了の日から1か月前までに、いずれかから協定解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とします。ただし、3年を限度に更新する予定です。

(4) 公共工事受注につながる優遇策に関すること

この協定は、経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）のうち「その他の審査項目 防災活動への貢献の状況（W5）」の算定対象となります。

2. 応募資格

(1) 応募の資格

以下の全ての条件を満たす必要があります。この場合において、行橋市政治倫理条例（平成7年行橋市条例第19号）第14条の適用については、この限りではありません。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条及び第15条の規定により、土木工事業について一般又は特定建設業許可を受け、かつ建設工事入札参加資格審査申請をする本店又は営業所を行橋市内に置き、当該本店又は営業所で土木工事業を営んでいること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

(2) 応募の単位

- ① 応募の単位は、本基準に定める業務の場所（小学校区）に対して、原則として、10社以上の企業等で構成された団体を一つの単位とします。
なお、上記の団体をもって複数の校区を設定することは可能です。

(3) 必要書類

- ① 協定の趣旨等をご理解のうえ、応援協力に応募する団体は、様式第1号から様式第3号のほか関係書類の提出をお願いします。
書類審査の後、応援協力団体を決定します。

3. 手続き等について

(1) 書類の提出

- ① 提出期間 平成21年2月23日（月）から3月23日（月）まで
- ② 提出場所 4. 連絡先に示すところ
- ③ 提出書類 体制等状況報告書（様式第1号）
加盟企業一覧表（様式第2号）
団体状況内訳表（様式第3号）
- ④ 提出方法 持参または郵送してください。

(2) 審査結果の通知

平成21年3月9日（月）以降、順次審査の結果を通知します。

4. 連絡先

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 総務課 総務係（内線1431）

Tel 0930-25-1111 Fax 0930-25-0299

(様式第1号)

平成 年 月 日

行橋市長 八 並 康 一 様

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

体制等状況報告書

災害時応急対策活動への応援協力の募集に関する選考基準に基づき、災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定に応募したいので、体制等状況報告書を提出します。

なお、提出資料に記載した内容は事実と相違ありません。

【主な活動拠点となる校区】

校区	校区	校区	校区	校区
----	----	----	----	----

※ 複数校区の記載可能。

連絡先 _____
担当者名 _____
部・課名 _____
電話番号 _____
F A X _____

(様式第2号)

加 盟 企 業 一 覧 表

(団体名：)

	企業名 (事業所名)	所在地	電話	F A X
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(様式第3号)

団 体 状 況 内 訳 表

(団体名：)

団体において、加盟企業の状況を取りまとめるうえ記入してください。

1 職員及び専門スタッフの状況

職員数	(人)
	うち重機オペレーター及び 大型・けん引自動車運転手
	(人)

注1：職員数は、経営事項審査の結果通知（経営規模等評価結果通知書及び総合
評定値通知書）で定める「建設業従事職員数」の合計人数とする。

注2：オペレーターと運転手は重複しない。

2 保有機械の状況

ブルドーザ		ショベル系 掘削機 (台)	ダンプトラック		トラック クレーン (台)	排 水 ポンプ (台)	発電機 (台)
10t 未満 (台)	10t 以上 (台)		6t 未満 (台)	6t 以上 (台)			

資料Ⅱ.3.1(8)協定等関連資料「災害時における物資の供給に関する協定書」

災害時における物資の供給に関する協定書

行橋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 行橋市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 行橋市外の災害応急対策のため、物資の調達斡旋を要求されたとき、又は救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で、乙が保有する物資とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第6条 物資の供給について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用）

第7条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払い)

第8条 甲が引取った物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおくこととする。

2 連絡責任者は、甲においては〇〇〇〇〇、乙においては〇〇〇〇〇とする。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、文書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市長

乙

【資料：第Ⅱ編 一般災害予防計画】
 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
日用品及び生活雑貨	衣料等	トレーナー、下着類、靴下、運動靴、タオル
	日用品	毛布・布団等、生理用品、哺乳瓶、紙オムツ、トイレットペーパー、ビニールカッパ（雨具）マスク、ポリ袋、バケツ、懐中電灯、乾電池、石鹼、洗剤、歯磨き粉、歯ブラシ
	炊事道具	紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン、鍋、包丁、まな板、やかん
	光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、簡易コンロ、カートリッジガスボンベ
食料物資	食料品	おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰、果物、お茶等
その他		上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

別紙第1号様式

第 号

年 月 日

様

行橋市長

災害時における物資の供給に関する要望書

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条第4項）により、速やかに報告願います。

記

1 災害及び物資供給を必要とする状況

2 供給を必要とする物資の内容等

要請期日	必要とする物資の種類	数量	物資運搬先

別紙第2号様式

年 月 日

物資供給完了報告書

行 橋 市 長

社 名
代表者

「災害時における物資の供給に関する協定」（第5条第4項）に基づき、当社の物資を下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

記

1 物資供給完了内容

引渡し日時	場 所	物資名	数 量	備 考

資料Ⅱ.3.1(9) 協定等関連資料「災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書」

災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書

行橋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の供給及び施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 行橋市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 行橋市外の災害応急対策のため、物資の調達斡旋を要求されたとき、又は救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲及び施設の提供）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で、乙が保有する物資とする。

2 乙の施設を、被災者に対し可能な限り避難場所として提供すること。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第6条 物資の供給について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用）

第7条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払い)

第8条 甲が引取った物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおくこととする。

2 連絡責任者は、甲においては〇〇〇〇〇、乙においては〇〇〇〇〇とする。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、文書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市長

乙

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
日用品及び生活雑貨	衣料等	トレーナー、下着類、靴下、運動靴、タオル
	日用品	毛布・布団等、生理用品、哺乳瓶、紙オムツ、トイレットペーパー、ビニールカップ（雨具）マスク、ポリ袋、バケツ、懐中電灯、乾電池、石鹼、洗剤、歯磨き粉、歯ブラシ
	炊事道具	紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン、鍋、包丁、まな板、やかん
	光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、簡易コンロ、カートリッジガスボンベ
食料物資	食料品	おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰、果物、お茶等
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	

別紙第1号様式

第 号

年 月 日

様

行橋市長

災害時における物資の供給に関する要望書

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条第4項）により、速やかに報告願います。

記

1 災害及び物資供給を必要とする状況

2 供給を必要とする物資の内容等

要請期日	必要とする物資の種類	数量	物資運搬先

別紙第2号様式

年 月 日

物資供給完了報告書

行 橋 市 長

社 名
代表者

「災害時における物資の供給に関する協定」（第5条第4項）に基づき、当社の物資を下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

記

1 物資供給完了内容

引渡し日時	場 所	物資名	数 量	備 考

資料Ⅱ.3.1(10) 協定等関連資料「災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書」

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書

災害時における緊急避難所としての使用に関し、行橋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、行橋市内に大規模な津波、高潮、或いは洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を緊急避難所として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急避難所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、緊急避難所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、公共福祉の立場から、緊急避難所として甲に使用させるものとする。

施設名称	
所在地	

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる時は、甲に報告するものとする。

（緊急避難所開設の要請）

第5条 甲は、使用施設を緊急避難所として開設する必要がある場合は、乙に対し、事前に文書（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができる。

（費用の負担）

第6条 緊急避難所としての施設の使用料は、無料とする。

2 緊急避難所として使用したことにより生じた使用施設の破損等に係る復旧経費については、甲の負担とする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に係る責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第8条 緊急避難所の使用期間は、第6条に規定する要請に基づく開設から、津波、高潮、或いは洪水に係る気象警報が解除され、浸水被害の恐れがなくなるまでの間とする。

（緊急避難所の閉鎖）

第9条 甲は、緊急避難所としての使用を閉鎖する場合は、乙に対し、文書（様式第2号）で通知するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおき、連絡責任者に変更があった場合には、連絡責任者通知表（様式第3号）により通知するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。
（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（協定の期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市
代表者 行橋市長

乙

(様式第1号)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

緊急避難所開設要請書

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書第6条の規定に基づき、緊急避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
使用施設	名 称： 所在地：
内 容	緊急避難所の開設
その他特記事項	

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

緊急避難所閉鎖通知書

災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書第10条の規定に基づき、緊急避難所の閉鎖について、下記のとおり通知します。

記

日 時	年 月 日 時 分
使用施設	名 称： 所在地：
内 容	緊急避難所の閉鎖
その他特記事項	

資料Ⅱ.3.1(11) 協定等関連資料「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書

災害時における福祉避難所としての使用に関し、行橋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、行橋市内に大規模な地震、その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の運営する施設を福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

施設名称	
所在地	

（避難対象者）

第3条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「避難対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者とする。

（福祉避難所の開設及び受入れの要請）

第4条 甲は、福祉避難所の開設及び前条の避難対象者の受入れを要請する場合は、乙に対し、事前に文書（様式第1号、様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができる。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第5条 乙は、前条の要請を受けた場合は、福祉避難所を開設し、当該避難対象者の受入れに努めるものとする。

（避難対象者の移送）

第6条 福祉避難所への避難対象者の移送は、原則として当該避難対象者の家族等の介護者又は支援者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第7条 乙は、使用施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲乙協議の上決定する。

（福祉避難所の閉鎖）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、福祉避難所としての使用を閉鎖する場合は、乙に対し、文書（様式第3号）で

通知するものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た避難者等の個人情報を漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおき、連絡責任者に変更があった場合には、連絡責任者通知表(様式第4号)により通知するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市
代表者 行橋市長

乙

(様式第1号)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

福祉避難所開設要請書

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書第4条の規定に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
使用施設	名 称： 所在地：
内 容	福祉避難所の開設
その他特記事項	

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

避難対象者受入れ要請書

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書第4条の規定に基づき、避難対象者の受入れについて、下記のとおり要請します。

記

避難対象者	
住所	
氏名	
心身の状況	
連絡先	
その他特記事項	
身元引受人	
住所	
氏名	
連絡先	

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

福祉避難所閉鎖通知書

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書第9条の規定に基づき、福祉避難所の閉鎖について、下記のとおり通知します。

記

日 時	年 月 日 時 分
使用施設	名 称： 所在地：
内 容	福祉避難所の閉鎖
その他特記事項	

資料Ⅱ.3.1(12)協定等関連資料「災害時における放送要請に関する協定書」

災害時における放送要請に関する協定書

行橋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、行橋市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは法第2条第1号に定める災害をいう。

2 「災害放送」とは、災害に関して、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

3 「緊急割込放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要と認めたときに、甲が緊急割込放送装置を利用し放送中の番組に割り込んで行う放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時

(4) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

2 甲は、乙の放送局の職員が不在の場合にあって、災害発生状況や避難情報の発生などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断した時は、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、事前に協議し定めた運用細則に従い緊急割込放送を行うものとする。

甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。

3 緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。ただし、その放送が短期間で終了した場合には、その額は、両者で協議して合意した額とする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送局の免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。そのための運営費用は甲が乙に対し支払うものとし、その額は、両者で協議して合意した額とする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市 代表者
行橋市長

乙

資料Ⅱ.3.1(13)協定等関連資料「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書」

行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と行橋市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 行橋市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と行橋市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を行橋市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、行橋市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局北九州国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた行橋市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 行橋市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場

合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合
原則として行橋市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
- ① 大規模な災害と認められる場合
 - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)
 - ④ 広域災害等であつて、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と行橋市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。
- 2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、行橋市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成25年11月1日から適用する。

平成25年11月1日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

岩 崎 泰 彦

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行 橋 市 長

八 並 康 一

別紙－1

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

行 橋 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－2

文 書 番 号
平成 年 月 日

行 橋 市 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあったことについては、「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

別紙－3

文 書 番 号
平成 年 月 日

行 橋 市 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

資料Ⅱ.3.1(14)協定等関連資料「避難所施設使用に関する協定書」

避難所施設使用に関する協定書

行橋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難所としての使用に関し、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する体育館等（以下「体育館等」という。）を災害時における行橋市住民の避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 甲は、地震、風水害等における避難所として、体育館等を指定し、地域住民に周知しなければならない。

2 前項に定める避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

（1）施設名

（2）使用範囲

（避難所開設の要請）

第3条 甲は、使用施設を避難所として開設する必要がある場合は、乙に対し、事前に文書（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができる。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙の業務に支障が生じる場合は、避難所の使用を中止する。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は、甲に対し、避難所の使用料を徴しない。

（原状回復）

第6条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、避難所としての使用を閉鎖する場合は、乙に対し、文書（様式第2号）で通知するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙に連絡責任者をおき、連絡責任者に変更があった場合には、連絡責任者通知表（様式第3号）により通知するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間については、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市 代表者
行橋市長

乙

【資料：第Ⅱ編 一般災害予防計画】
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

資料Ⅱ.3.2 「行橋市内の防災関係機関一覧表」

【防災関係機関】

(2014年3月末現在)

種別	No.	名 称	所 在 地	電 話	
市の機関及び県・国の出先機関	1	行橋市役所	行橋市中央1-1-1	25-1111	
	2	福岡県行橋総合庁舎	行橋市中央1-2-1	23-0311	
		行橋県税事務所		23-2216	
		行橋土木事務所		23-1747	
		行橋農林事務所		23-0380	
		京築保健福祉環境事務所		23-2244	
		病害虫防除所行橋支所		23-1377	
	3	行橋警察署	行橋市行事3-12-1	24-5110	
	4	行橋駅前交番	行橋市宮市町4-30	23-3808	
	5	新田原交番	行橋市道場寺1397	24-4974	
	6	稗田駐在所	行橋市下稗田949-1	23-3639	
	7	今元駐在所	行橋市今井2092-6	25-0139	
8	椿市駐在所	行橋市長尾498-1	25-0344		
9	行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	25-2327(消防署)		
10	福岡県京都地域農業改良普及センター	行橋市西宮市5-11-2	22-0471		
11	福岡県農業総合試験場豊前分場	行橋市西泉2-4-1	23-0163		
12	北九州国道事務所行橋維持出張所	行橋市行事4-3-9	22-1129		
指定地方公共機関	13	行橋郵便局	行橋市中央1-5-25	22-0042	
	14	新田原郵便局	行橋市道場寺1439-261	22-3018	
	15	今井郵便局	行橋市今井2146-1	22-3016	
	16	椿市郵便局	行橋市長尾521-1	22-3019	
	17	福富郵便局	行橋市西泉3-3-1	22-3029	
	18	蓑島郵便局	行橋市蓑島842-6	22-3028	
	19	行橋今川郵便局	行橋市流末1036-4	22-3017	
	20	行橋大橋郵便局	行橋市大橋3-11-26	22-3014	
	21	行橋西宮市郵便局	行橋市西宮市1-7-16	25-5132	
	22	行橋草野簡易郵便局	行橋市草野332-1	22-6857	
	23	行橋行事簡易郵便局	行橋市行事3-26-1	24-7158	
	24	行橋中津熊簡易郵便局	行橋市中津熊407-1	23-9940	
	25	バス	西鉄バス北九州株式会社 行橋車庫	行橋市中央1-12-41	26-9177
	26	JR ・ 鉄道	JR行橋駅	行橋市西宮市2-1-1	22-2605
27	JR新田原駅		行橋市道場寺1589	22-2395	
28	JR南行橋駅		行橋市泉中央2-3	25-0506	
29	平成筑豊鉄道 行橋駅		行橋市西宮市2-1-1	24-0120	
30	医療	京都医師会	行橋市東大橋2-9-2	22-0420	
31		京都医師会検査センター	22-3231		
32		京都歯科医師会	行橋市西宮市5-1-5	24-7777	
33	九州電力株式会社行橋営業所	行橋市草野420-1	0120-986-103		
市内協力機関	34	行橋市社会福祉協議会	行橋市中津熊501-1	23-1111	
	35	京築北九州農業共済組合	行橋市西宮市5-1-5	22-0867	
	36	JA福岡京築 西宮市支所	行橋市西宮市5-11-1	24-2611	
	37	JA福岡京築 行橋中央支所	行橋市中央1-2-13	23-2132	
	38	JA福岡京築 行橋南支所	行橋市今井1269-1	22-1002	
	39	JA福岡京築 長峽支所	行橋市中津熊481-3	22-0337	
	40	JA福岡京築 中京支所	行橋市下稗田322	22-0683	
	41	京都酪農業協同組合	行橋市中央3-8-21	23-2066	
	42	蓑島漁業協同組合	行橋市蓑島471	23-1040	
	43	行橋漁業協同組合本所	行橋市沓尾247-2	22-0427	
	44	長井漁業協同組合	行橋市長井289-5	22-4780	
	45	行橋漁業協同組合稲童支所	行橋市稲童	22-1016	
	46	行橋商工会議所	行橋市中央1-9-50	25-2121	
	47	美夜古青年会議所		22-9351	

資料Ⅱ.3.3 「行橋市の水防資機材一覧表」

《水防倉庫（10坪）1棟あたりの基準（最低）》

品目	数量	品目	数量
叭	850 枚	掛矢	6 丁
杉丸太（杭）	150 本	鎌（厚薄）	30
		ハンマー	10 丁
ビニールシート	200 枚	唐鋏	5 丁
縄（ビニールひも）	275 kg	両ツル	5 丁
スコップ	20 丁	斧	5 丁
鉄線	20 kg	照明灯	若干
ペンチ	5 丁	その他必要器具	〃

※資料：平成 24 年福岡県水防計画書

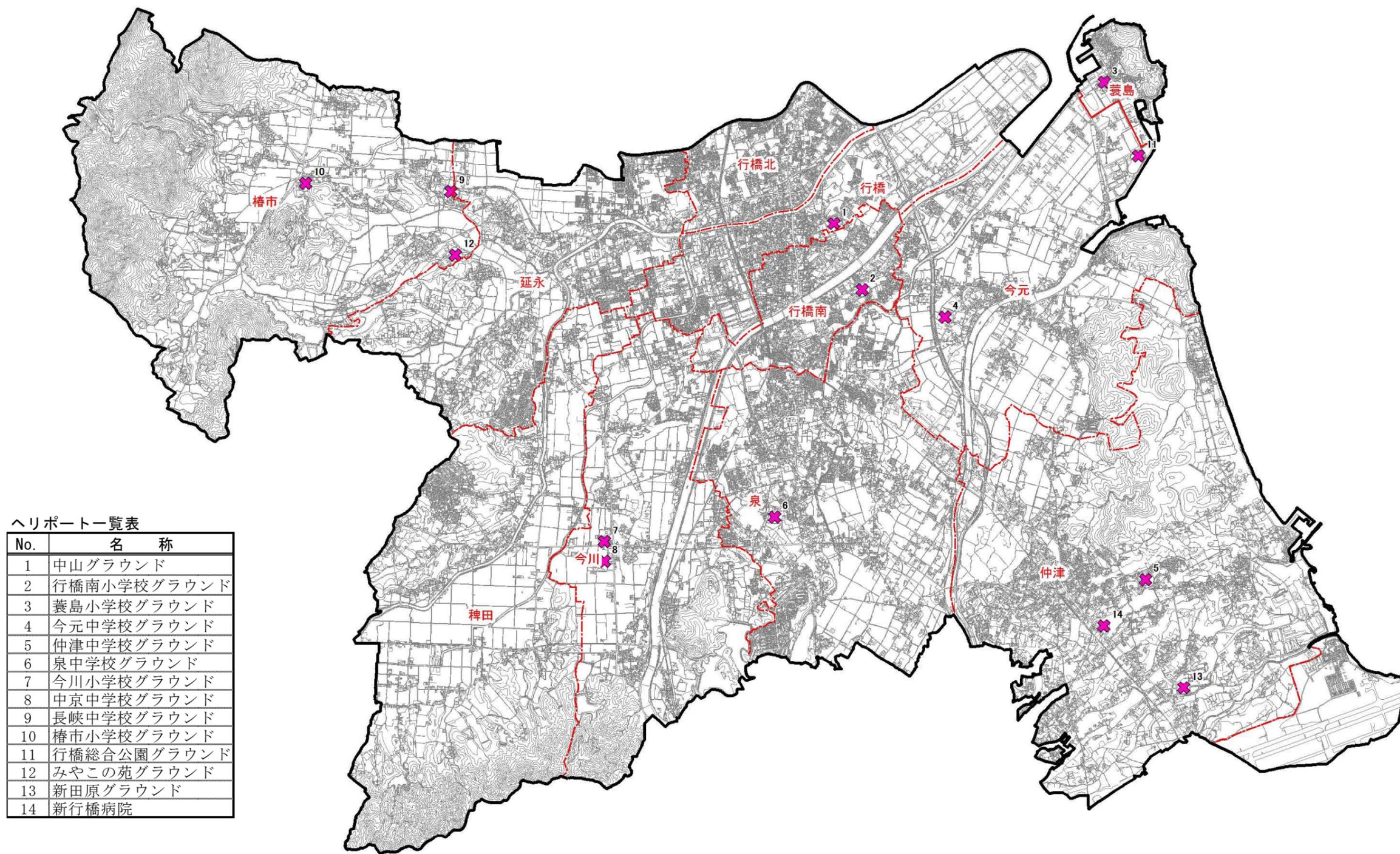
《水防資機材一覧表》

（H24 年 1 月現在）

資機材名	数量	
	行橋市	県土整備事務所(行橋支所)
トラック	-	1
小型又はジープ	1	-
一輪車	-	5
リヤカー	-	-
船	-	-
無線機	8	4
カケヤ	13	3
スコップ	24	27
ハンマー	-	7
タコ	-	-
ツルハシ	12	16
カキ板	-	-
クワ	8	15
カマ	16	10
ザル	-	-
ノコギリ	9	10
トビ口	6	1
ペンチ	5	10
照明灯	3	3
麻袋	-	-
ビニール袋	2,300	50
杭丸太	72	70
竹	-	-
鉄線	1	2
ビニールシート	42	93
ロープ（巻）	6	12
縄（ビニールひも）	5	1
叭	5,300	2,000

※資料：平成 24 年福岡県水防計画書

資料Ⅱ.3.4 「行橋市内の災害時臨時ヘリポート位置図」

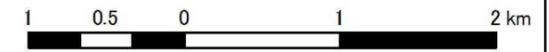


ヘリポート一覧表

No.	名 称
1	中山グラウンド
2	行橋南小学校グラウンド
3	養島小学校グラウンド
4	今元中学校グラウンド
5	仲津中学校グラウンド
6	泉中学校グラウンド
7	今川小学校グラウンド
8	中京中学校グラウンド
9	長峡中学校グラウンド
10	榑市小学校グラウンド
11	行橋総合公園グラウンド
12	みやこの苑グラウンド
13	新田原グラウンド
14	新行橋病院

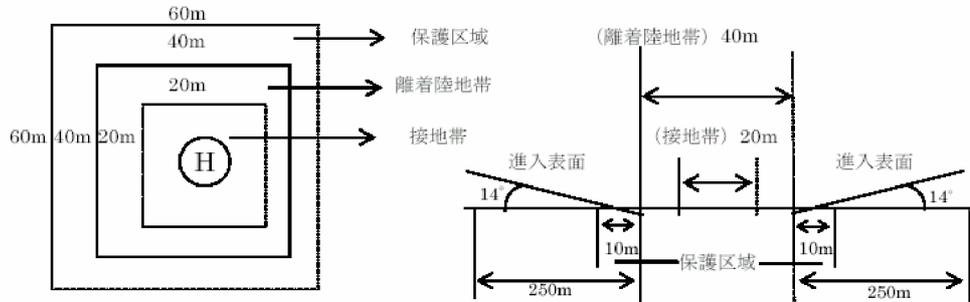
凡例
 市境
 校区境
 ヘリポート

行橋市内の災害時臨時ヘリポート位置図

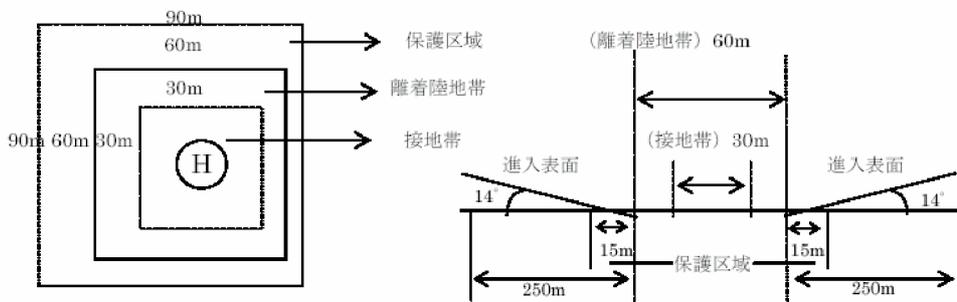


資料Ⅱ.3.5 「臨時ヘリポートの設置の目安」

ア 中型（AS365、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A332等以上）のヘリコプターの場合



注1：離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

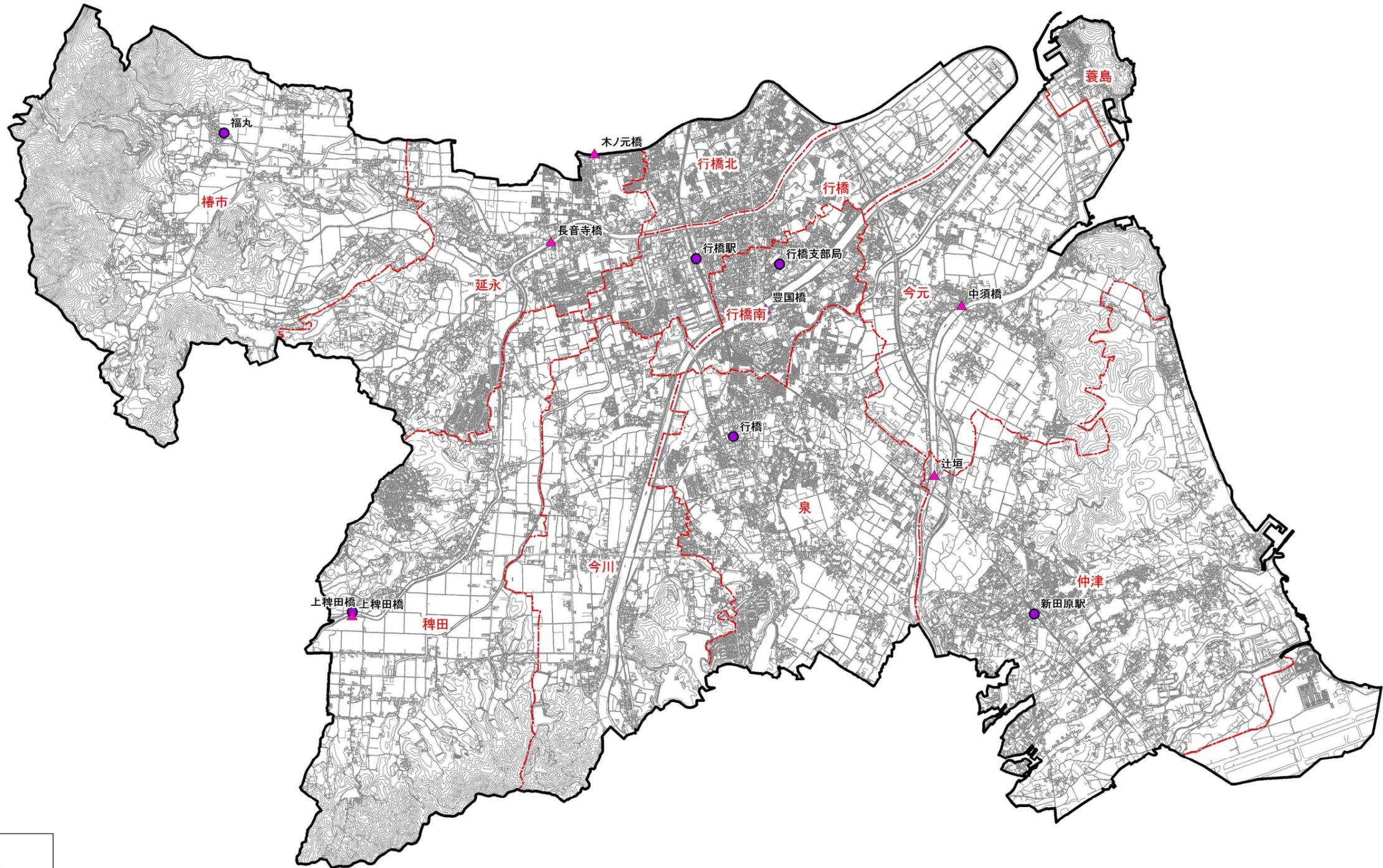
注2：接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注3：保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

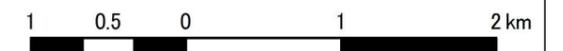
(H24.5 福岡県地域防災計画より)

資料Ⅱ.3.6「雨量・水位観測所位置図」



- 凡例
- 市境
 - 校区境
 - 雨量水位観測所種別
 - 雨量観測所
 - ▲ 水位観測所

雨量・水位観測所位置図



資料Ⅱ.3.7(1) 「行橋市の防災行政無線一覧表(その1)」

(親局2局、屋外拡声子局108局)

(2015年3月現在)

No.	校区	施設名	所在地	施設内容	
				屋内機器	屋外機器
1	親局	行橋市役所	行橋市中央1-1-1	主統制	
2		行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	副統制	
3	行橋	行橋小学校	行橋市大橋2-17-1	○	
4		行橋中学校	行橋市大橋1-11-1	○	
5		西宮市4区集会所	行橋市西宮市4-26-15	○	
6		西宮市2区集会所	行橋市西宮市2-15-40	○	
7		亀川集会所	行橋市東大橋2-9-35	○	
8		石田新聞集会所	行橋市東大橋6-8-22	○	
9	行橋南	行橋南公民館	行橋市南大橋2-3-27	○	
10		神田町公園	行橋市神田町426		○
11		門樋上第二集会所	行橋市南大橋4-14-46	○	
12		新地第二集会所	行橋市大橋1-21-40	○	
13	行橋北	行事保育所跡	行橋市行事5-8-10		○
14		行橋北公民館	行橋市行事3-17-50	○	
15		児童遊園(行事新町)	行橋市行事2-8-30		○
16		宮前公民館	行橋市行事8-3-10	○	
17	菫島	菫島小学校	行橋市大字菫島841-1	○	
18		菫島漁業協同組合	行橋市大字菫島470-13	○	
19		菫島海岸	行橋市大字菫島		
20	今元	今元公民館	行橋市大字今井2092-1	○	
21		今元中学校	行橋市大字今井896-1	○	
22		行橋市地域ケア複合センター	行橋市大字金屋599-1	○	
23		行橋市民体育館	行橋市大字今井3759	○	
24		転作文久農業者研修集会所	行橋市大字今井3337-3	○	
25		辰上二集会所	行橋市大字金屋431-4	○	
26		杵尾漁業協同組合	行橋市大字杵尾247-2	○	
27		守田菫島旧居(杵尾)	行橋市大字杵尾181		○
28		元永公民館	行橋市大字元永	○	
29		津留公民館	行橋市大字津留	○	
30		祇園団地公民館	行橋市大字元永	○	
31	仲津	仲津公民館	行橋市大字道場寺1517-1	○	
32		仲津中学校	行橋市大字稲童3104	○	
33		馬場地区学習等供用施設	行橋市大字馬場284-1	○	
34		辻垣地区学習等供用施設	行橋市大字辻垣448-2	○	
35		高瀬第1地区学習等供用施設	行橋市大字高瀬383-1	○	
36		道場寺本区地区学習等供用施設	行橋市大字道場寺826-2	○	
37		新田原老人いこいの家	行橋市大字道場寺1446-25	○	
38		道場寺南部地区学習等供用施設	行橋市大字道場寺1439-5-1	○	
39		畠田西地区学習等供用施設	行橋市大字稲童2657-5	○	
40		稲童第5地区学習等供用施設	行橋市大字稲童2532-1	○	
41		稲童第2地区学習等供用施設	行橋市大字稲童1041-1	○	
42		稲童第1地区学習等供用施設	行橋市大字稲童1464-4	○	
43		稲童漁業協同組合	行橋市大字稲童	○	
44		長井地区学習等供用施設	行橋市大字長井571-1	○	
45		長井漁業協同組合	行橋市大字長井	○	
46		松原地区学習等供用施設	行橋市大字松原159-5	○	
47		畠田東地区学習等供用施設	行橋市大字稲童854-64	○	
48		袋迫地区学習等供用施設	行橋市大字袋迫3181-3	○	
49		東徳永地区学習等供用施設	行橋市大字東徳永275-3	○	
50			道場寺西区公民館	行橋市大字道場寺	○
51	泉	泉公民館	行橋市西泉4-2-1	○	
52		泉中学校	行橋市西泉5-7-1	○	
53		草場地区学習等供用施設	行橋市南泉7-14-22	○	
54		草場二集会所	行橋市東泉4-22-7	○	
55		草場三集会所	行橋市東泉3-10-29	○	
56		平島東集会所	行橋市東泉4-1-1	○	
57		平島地区学習等供用施設	行橋市泉中央7-11-23	○	
58		竹田区公民館	行橋市泉中央5-9	○	
59		羽根木集会所	行橋市北泉2-16-24	○	
60		羽根木公民館	行橋市北泉3-7-15	○	
61		小犬丸南地区集会所	行橋市泉中央2-5-2	○	
62		長江公民館	行橋市西泉2-10-28	○	
63		西福富集会所	行橋市西泉7-7-18	○	
64		柳井田公民館	行橋市南泉4-2-12	○	
65		竹並公民館(下)	行橋市南泉6-1-25	○	
66		竹並公民館(上)	行橋市南泉6-8-10	○	
67		八景山区区民会館	行橋市南泉3-24-5	○	
68			福富集会所	行橋市泉中央4-10-2	○

資料Ⅱ.3.7(2) 「行橋市の防災行政無線一覧表(その2)」

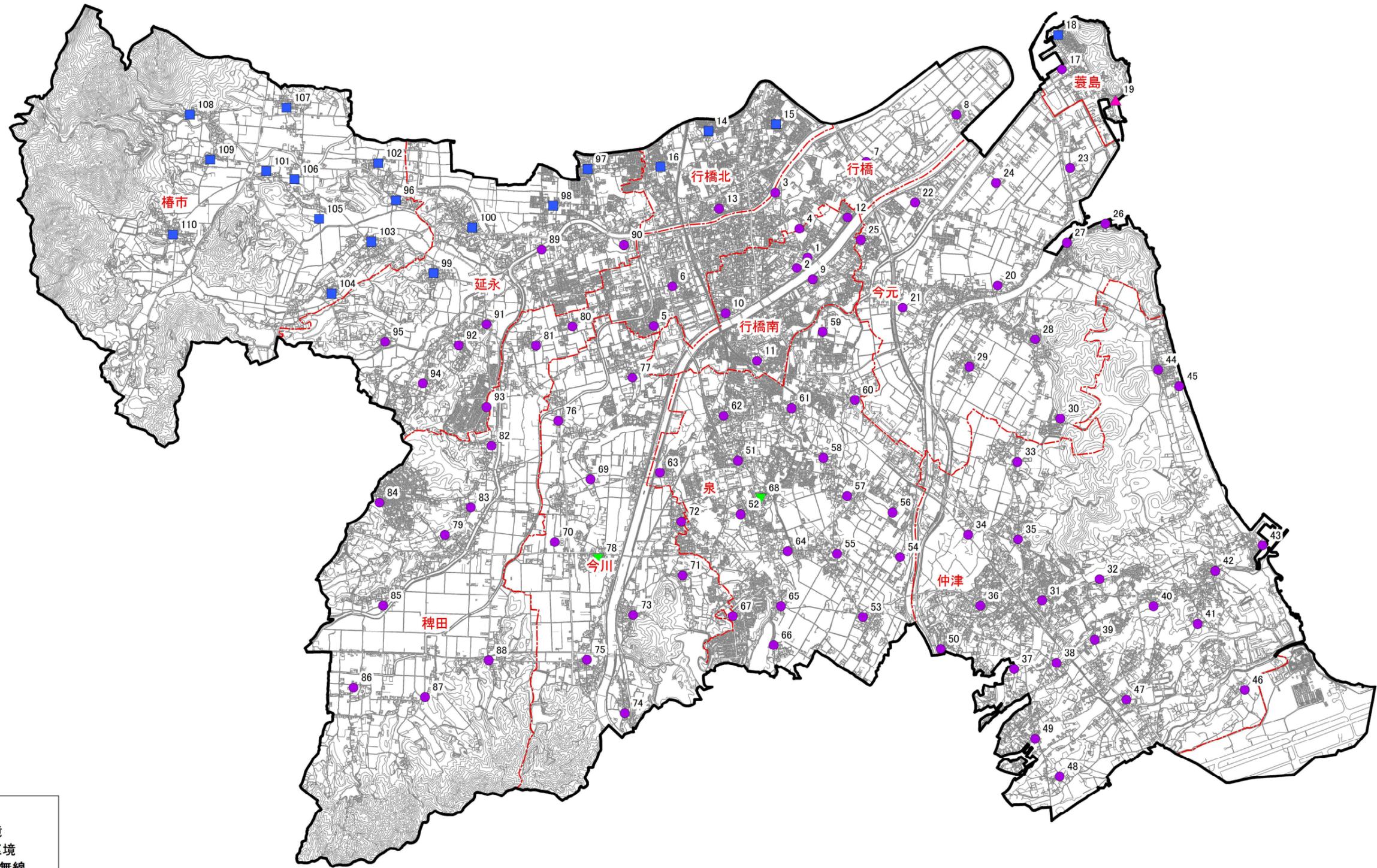
(2015年3月現在)

No.	校区	施設名	所在地	施設内容	
				屋外スピーカー	
				屋内機器	屋外機器
69	今川	今川公民館	行橋市大字寺畔41-2	○	
70		今川小学校	行橋市大字宝山857	○	
71		行橋市上水道矢留浄水場	行橋市大字矢留973	○	
72		東流末一集会所	行橋市大字流末1450	○	
73		矢留公民館	行橋市大字矢留	○	
74		豊栄区消防格納庫	行橋市大字矢留	○	
75		天生田集会所	行橋市大字天生田812	○	
76		南大野井区集会所	行橋市大字大野井	○	
77		北大野井集会所	行橋市大字大野井692-3	○	
78		流末区公民館	行橋市大字流末		○
79	稗田	稗田小学校	行橋市大字下稗田967	○	
80		下検地集会所	行橋市大字下検地1090-2	○	
81		下検地公民館(検地)	行橋市大字下検地	○	
82		前田農業研修所	行橋市大字前田	○	
83		津留集会所	行橋市大字下稗田	○	
84		宮ノ杜給水塔	行橋市大字下稗田		○
85		上稗田公民館	行橋市大字上稗田	○	
86		津積集会所	行橋市大字津積393-3	○	
87		西谷公民館	行橋市大字西谷	○	
88		大谷農業者研修集会所施設	行橋市大字大谷	○	
89	延永	延永公民館	行橋市大字上津熊76-1	○	
90		ウイズゆくはし	行橋市大字中津熊501	○	
91		吉国公民館	行橋市大字吉国	○	
92		児童遊園(二塚3区)	行橋市大字二塚26-8		○
93		前田ヶ丘団地公民館	行橋市大字前田	○	
94		長木一集会所	行橋市大字長木407-2	○	
95		長木二集会所	行橋市大字長木815	○	
96		長峽中学校	行橋市大字延永6	○	
97		塚田第一公民館	行橋市大字草野127	○	
98		長音寺集会所	行橋市大字長音寺48-1	○	
99		二塚公民館	行橋市大字二塚	○	
100		延永区公民館	行橋市大字延永	○	
101	椿市	椿市公民館	行橋市大字長尾494-1	○	
102		福永集会所	行橋市大字福丸709	○	
103		下崎公民館	行橋市大字下崎	○	
104		鳥井原集会所	行橋市大字下崎808-2	○	
105		長尾公民館	行橋市大字長尾	○	
106		常松公民館	行橋市大字常松	○	
107		徳永公民館	行橋市大字徳永	○	
108		大行事区公民館	行橋市大字福丸	○	
109		高来消防格納庫	行橋市大字高来	○	
110		入覚農業研修集会所	行橋市大字入覚	○	

(可搬型 13局)

呼出番号	呼出名称	設置箇所	通信担当者
2	北小学校	行橋北小学校	行橋北小学校職員
6	中央公民館	中央公民館	中央公民館職員
15	南小学校	行橋南小学校	行橋南小学校職員
18	蓑島公民館	蓑島公民館	蓑島公民館職員
22	今元小学校	今元小学校	今元小学校職員
34	仲津小学校	仲津小学校	仲津小学校職員
55	泉小学校	泉小学校	泉小学校職員
74	中京中学校	中京中学校	中京中学校職員
82	稗田公民館	稗田公民館	稗田公民館職員
94	延永小	延永小学校	延永小学校職員
106	椿市小	椿市小学校	椿市小学校職員
118	可搬12	別所地区	別所地区管理者
119	可搬13	見立地区	見立地区管理者

資料Ⅱ.3.8 「行橋市の防災行政無線位置図」 ※可搬型を除く



- 凡例
- 市境
 - 校区境
 - 防災行政無線
 - 【設置年】
 - H20年度整備
 - H21年度整備
 - ▲ H23年度整備
 - ▼ H26年度整備

行橋市の防災行政無線位置図

資料Ⅱ.3.9 「行橋市の災害時優先電話一覧表」

(2014年3月末現在)

設置場所	住 所	電話番号	備 考
行橋市役所	行橋市中央1-1-1	26-1519	7階 情報化推進係
		25-9633	6階 議会事務局
		25-1180	4階 総務課
		25-9688	3階 広報広聴係
		25-9611	3階 学務係
		25-9777	2階 上水道係
		25-9699	1階 収納課
行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	23-0189	指令室
		25-2323	指令室
		25-2325	予防係
		25-2324	管理係
行橋市中央公民館	行橋市大橋1-9-26	22-3911	
ウィズゆくはし	行橋市大字中津熊501	23-8888	
地域ケア複合センター	行橋市大字金屋599-1	26-6655	
行橋浄水場	行橋市大橋1-15-67	22-2656	
矢留浄水場	行橋市矢留973	22-1521	
東部ポンプ場	行橋市大橋2-21-8	24-2168	
行橋小学校	行橋市大橋2-17-1	22-2658	
行橋南小学校	行橋市南大橋2-5-1	24-5311	
行橋北小学校	行橋市行事6-20-1	24-7018	
蓑島小学校	行橋市蓑島841-1	22-1044	
今元小学校	行橋市大字元永687	22-0276	
仲津小学校	行橋市大字道場寺1439	22-2384	
泉小学校	行橋市泉中央4-1-1	22-2369	
今川小学校	行橋市大字宝山857	22-1199	
稗田小学校	行橋市大字下稗田967	22-0682	
延永小学校	行橋市大字上津熊125	22-0166	
椿市小学校	行橋市大字長尾530	22-1069	
行橋中学校	行橋市大橋1-11-1	22-1666	
今元中学校	行橋市大字今井896-1	22-0452	
仲津中学校	行橋市大字稲童3104	22-2429	
泉中学校	行橋市西泉5-7-1	22-0928	
中京中学校	行橋市大字天生田545	22-2425	
長峡中学校	行橋市大字延永6	22-1067	

資料Ⅱ.3.10(1) 「避難路整備市道一覧表(その1)」

No.	路線番号	路線名	延長距離	平均幅員	種別	校区
1	3598	松原・防衛橋線	1633.07	6.41	その他	仲津
2	3621	畠田・大堤線	1166.21	6.24	その他	仲津
3	3672	上小路・前ノ原線	618.60	2.90	その他	仲津
4	3725	野稲迫・宮ノ下線	740.61	7.13	その他	仲津
5	3795	城尾・平原線	1145.35	7.40	その他	仲津
6	3811	畠田・大堤2号線	569.34	7.21	その他	仲津
7	6001	松木・大原線	1474.75	3.75	1級	椿市
8	6002	前ノ屋敷・ヒワノクマ線	1927.77	6.07	1級	延永
9	6003	宮ノ前・塚原線	763.10	7.32	1級	延永
10	6004	広ワラ・上花松線	777.68	5.27	1級	延永
11	6006	西宮市1号線	889.35	7.89	1級	行橋
12	6007	門田・西宮市3丁目線	1700.13	6.61	1級	行橋
13	6008	東ヒラセ町・堺線	811.16	6.55	1級	稗田
14	6009	立田・岩田線	791.36	5.77	1級	稗田
15	6010	前田・綿打線	3214.14	6.72	1級	泉
16	6011	堂前・寄合田線	2523.85	4.37	1級	今川
17	6012	寄原・トウセ線	1125.44	5.19	1級	今川
18	6013	広畑・西前線	875.78	4.83	1級	泉
19	6014	カシヤ・原田線	1344.19	5.34	1級	泉
20	6015	野々中・石仏線	1721.58	7.42	1級	仲津
21	6016	道場寺・袋迫線	2136.42	6.02	1級	仲津
22	6017	城尾・大無田線	1862.53	4.75	1級	仲津
23	6018	行事4丁目・久悦線	873.78	6.27	1級	行橋北
24	6019	大橋2丁目・寅新地線	2607.91	6.27	1級	行橋
25	6020	川島・大通線	715.91	5.45	1級	行橋南
26	6021	文久・稲ハタ線	1977.29	6.72	1級	今元
27	6022	裏海岸一周線	2088.91	6.18	1級	葦島
28	6023	新開・丸山線	1401.23	9.17	1級	今元
29	6025	狩矢・大山線	1451.77	5.88	1級	仲津
30	7001	流レ・上部線	959.30	5.32	2級	椿市
31	7002	神田・久保柿線	899.73	3.96	2級	椿市
32	7003	寺ノ前・前田線	548.25	4.68	2級	椿市
33	7004	流レ・上原口線	1672.21	5.03	2級	椿市
34	7005	貝・樋田線	354.38	4.26	2級	椿市
35	7006	山ノ下・上延永線	543.60	6.48	2級	延永
36	7007	石割・下原口線	789.87	4.77	2級	延永
37	7008	八田口・川崎線	1127.56	5.90	2級	延永
38	7009	大首・一町田線	1744.51	5.07	2級	延永
39	7010	土井ノ内・ウドの上線	633.42	4.59	2級	延永
40	7011	前田・イクワ線	651.08	5.52	2級	延永
41	7012	大町・清水線	1137.66	5.67	2級	延永
42	7013	一ノ坪・待司田線	501.54	4.57	2級	行橋
43	7014	原田・ツク線	865.49	6.53	2級	稗田
44	7015	瀬戸・シトキ田線	614.41	4.46	2級	稗田

資料Ⅱ.3.10(2) 「避難路整備市道一覧表(その2)」

No.	路線番号	路線名	延長距離	平均幅員	種別	校区
45	7016	マナコ・竹峰線	1185.65	4.72	2級	稗田
46	7017	沸木・前田線	825.26	4.71	2級	稗田
47	7018	宮ノ上・川向線	860.71	6.83	2級	稗田
48	7019	豆田・寺ヶ迫線	1057.02	9.52	2級	稗田
49	7020	塚田・御所ヶ谷線	1946.41	5.29	2級	稗田
50	7021	久作・サヤケ谷線	1334.12	5.48	2級	稗田
51	7022	臼野・架ノ内線	1120.77	4.25	2級	稗田
52	7023	アサイ・寄合田線	2255.64	5.78	2級	今川
53	7024	鬼塚・下樋山線	745.16	4.99	2級	今川
54	7025	寄原・上坂田線	1156.90	4.72	2級	今川
55	7026	池ノ下・マカリ線	546.89	5.59	2級	泉
56	7027	行事1丁目・寅新開線	965.93	6.81	2級	行橋北
57	7028	出店・新地線	2922.56	7.77	2級	行橋
58	7029	平田・雨龍線	2298.26	4.91	2級	泉
59	7030	前門・東線	829.36	5.77	2級	今元
60	7031	文久・上新地線	1158.96	7.65	2級	今元
61	7032	コシビラ・新開線	1859.05	6.78	2級	今元
62	7033	井無田・岩崎線	1590.00	4.56	2級	仲津
63	7034	石沸・一丁田原線	2376.83	5.43	2級	仲津
64	7035	興七・東徳永線	1102.42	6.85	2級	仲津
65	7036	東徳永・郡塚線	689.59	5.42	2級	仲津
66	7037	国道10号・東徳永線	1387.04	5.75	2級	仲津
67	7038	陣山・西線	2159.68	6.28	2級	今元

【避難路選定の考え方】

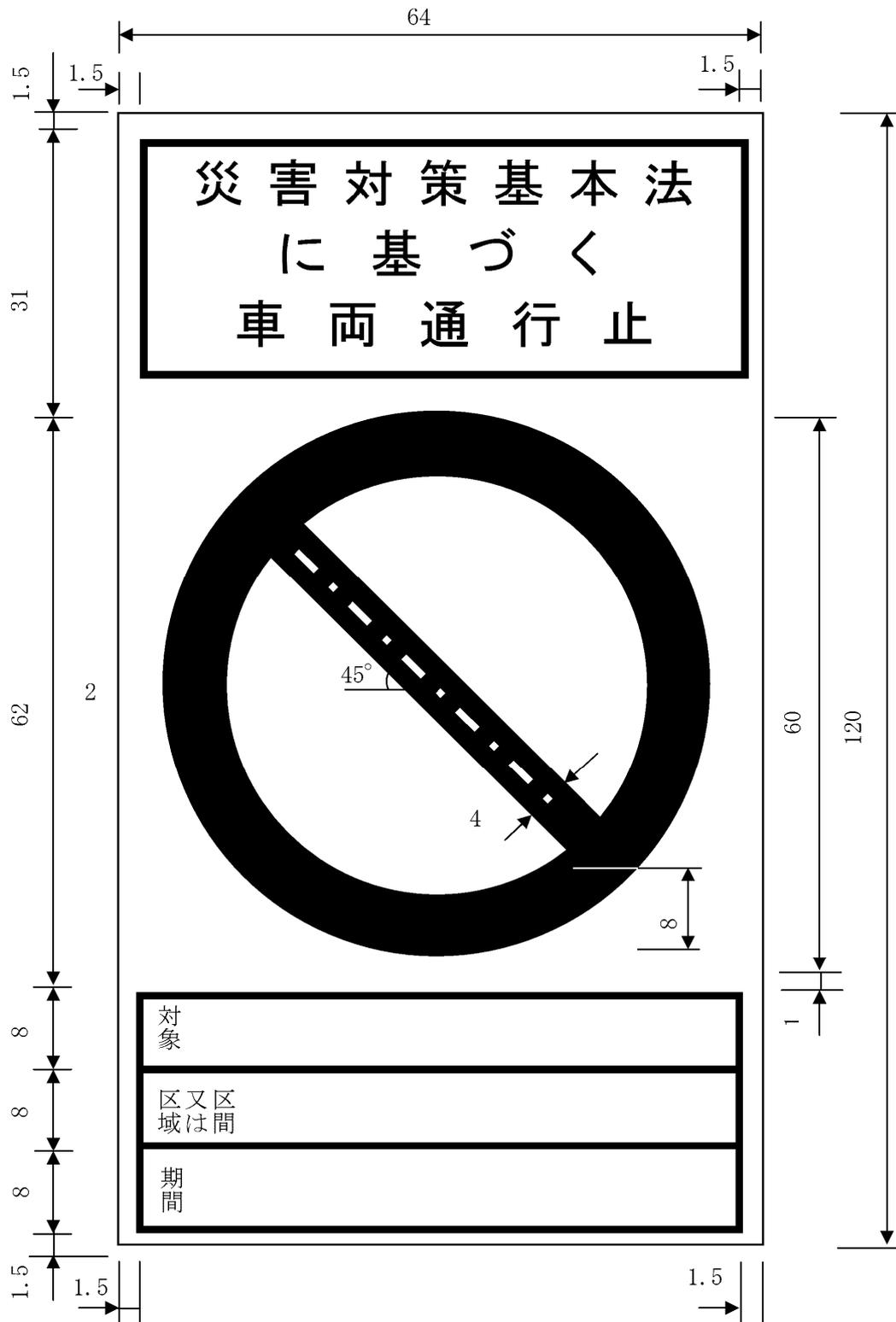
- ① 適当な道路幅員を有し、なるべく幹線道路または避難所に連絡する道路であり、周辺に延焼危険のある建物、危険物施設等がないこと。
- ② 地盤が軟弱でないこと。
- ③ 海岸線や河川付近など浸水等のおそれがないこと。
- ④ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

資料Ⅱ.3.11 「緊急通行車両の証明書等(様式1～4)」

別記様式第1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 福岡県公安委員会殿 申請者 住所 (電話) 氏名印 年月日		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年月日 福岡県公安委員会印	
番号標に表示されている番号	車種の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本部届出済証を亡失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
使用者	住所 () 局番		
出 発 地	氏名		
(注) この事前届出書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを衆明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯び及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）

登録（車両）番号	<input type="text"/>
緊急	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第号		年月日	
緊急通行車両確認証明書			
		知事 ^印 公安委員会 ^印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考用紙は、日本工業規格 A5 とする

【資料：第Ⅱ編 一般災害予防計画】
第3章 効果的な応急活動のための事前対策

資料Ⅱ.3.12(1) 「医療施設一覧表」

(平成26年1月1日現在)

業種	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
	行橋京都 休日・夜間急患センター	東大橋2-9-1	26-1399
眼科	今永眼科医院	西宮市1-4-1	26-8880
	上田内科眼科医院	中央1-3-17	22-2132
	江頭眼科医院	宮市町2-13	23-0888
	村上眼科医院	西宮市3-10-13	25-6677
	行橋南眼科医院	高瀬198-2	26-2570
形成外科	フジタ皮膚科クリニック	西宮市1-10-26	23-7176
外科	井手口医院	高瀬228-4	22-2688
	岡部医院	泉中央3-3-6	26-7011
	おのクリニック	南大橋5-6-5	26-7777
	サカイダクリニック	宮市町2-20	26-3331
	橋本医院	北泉5-11-20	25-6262
	ひまわりクリニック	西宮市4-189-9	26-7000
	渡辺クリニック	西宮市5-17-1	24-2101

(平成26年1月1日現在)

業種	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
産婦人科	内田産婦人科医院	西宮市5-1-10	23-0155
	しんもと産婦人科	行事7-7-2	22-0818
	立野レディースクリニック	中央1-12-12	22-0715
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科木村医院	中央2-8-7	22-2435
	シュークリニック	辻垣242-1	25-8707
	新田原耳鼻咽喉科クリニック	道場寺1464-2	25-5520
	松下耳鼻咽喉科医院	行事7-12-1	22-0063
小児科	井手口医院	高瀬228-4	22-2688
	しらかわ医院	北泉2-4-3	26-1103
	すえまつ医院	西泉4-1-37	22-1132
	たかお医院	南泉3-7-26	25-5880
	高尾小児科医院	行事4-19-15	22-0524
	高城循環器内科医院	大橋3-3-13	22-0221
	ひまわりクリニック	西宮市4-189-9	26-7000
	山田医院	天生田940-1	22-1195
	ゆげ子どもクリニック	南大橋5-3-15	25-8811
脳神経外科	上垣脳神経外科医院	高瀬199-5	22-7557
	新行橋病院	道場寺1411	24-8899
整形外科	蛭崎整形外科医院	行事2-4-12	22-0887
	おおみや整形外科医院	西宮市2-2-30	28-0038
	おのクリニック	南大橋5-6-5	26-7777
	小柳整形外科クリニック	大橋3-1-28	26-1010
	佐藤整形外科クリニック	行事3-29-48	24-3313
	サカイダクリニック	宮市町2-20	26-3331
	新行橋病院	道場寺1411	24-8899
	ふくしま整形外科クリニック	西宮2-11-31	26-0006
精神科	宮城整形外科医院	大橋1-10-17	26-0123
	心のクリニック行橋	中央3-4-36	25-3111
	行橋記念病院	北泉3-11-1	25-2000
内科	行橋厚生病院	大野井640	23-1230
	井手口医院	高瀬228-4	22-2688
	上田内科眼科医院	中央1-3-17	22-2132
	大原病院	宮市町2-5	23-2345
	おおみや整形外科医院	西宮市2-2-30	28-0038
	岡部医院	泉中央3-3-6	26-7011
	尾形内科クリニック	中央2-1-13	22-0242
	長部医院	南大橋2-9-11	22-3470
	鍵山医院	道場寺1439	22-2686
	きむらクリニック	大橋3-5-1	28-9555
	くまがえ内科医院	中津熊390-1	23-3422
	シュークリニック	辻垣242-1	25-8707
	しらかわ医院	北泉2-4-3	26-1103
	新田原聖母病院	東徳永382	23-1006
	新行橋病院	道場寺1411	24-8899
	すえまつ医院	西泉4-1-37	22-1132
たかお医院	南泉3-7-26	25-5880	

資料Ⅱ.3.12(2) 「医療施設一覧表」

(平成26年1月1日現在)

業種	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
内科	高城循環器内科医院	大橋3-3-13	22-0221
	はまさき循環器科	行事3-534-1	22-0070
	ひえだ診療所	下稗田373	22-9544
	ひまわりクリニック	西宮市4-189-9	26-7000
	ふじた内科クリニック	南大橋3-6-8	23-3986
	藤田中央医院	中央2-10-8	23-0479
	三木内科クリニック	行事7-11-7	23-5506
	矢津内科消化器科クリニック	行事7-19-6	22-2524
	やまうち内科クリニック	西宮市2-2-30	28-0022
	やまみち胃腸科内科	西泉7-2-1	23-2208
	山田医院	天生田940-1	22-1195
	行橋記念病院	北泉3-11-1	25-2000
	行橋厚生病院	大野井640	25-1230
	行橋中央病院	西宮市5-5-42	26-7111
泌尿器科	行橋クリニック	西宮市1-7-19	24-5677
循環器科	岡部医院	泉中央3-3-6	26-7011
	くまがえ内科医院	中津熊390-1	23-3422
	新田原聖母病院	東徳永382	23-1006
	すえまつ医院	西泉4-1-37	22-1132
	たかお医院	南泉3-7-26	25-5880
	はまさき循環器科	行事3-534-1	22-0070
	行橋厚生病院	大野井640	23-1230
	行橋中央病院	西宮市5-5-42	26-7111
リハビリテーション科	蛭崎整形外科医院	行事2-4-12	22-0887
	岡部医院	泉中央3-3-6	26-7011
	おおみや整形外科医院	西宮市2-2-30	28-0038
	おのクリニック	南大橋5-6-5	26-7777
	小柳整形外科クリニック	大橋3-1-28	26-1010
	すえまつ医院	西泉4-1-37	22-1132
	ふくしま整形外科クリニック	西宮市2-11-31	26-0006
	宮城整形外科医院	大橋1-10-17	26-0123
皮膚科	フジタ皮膚科クリニック	西宮市1-10-26	23-7176
	藤田中央医院	中央2-10-8	23-0479
肛門科	サカイダクリニック	宮市町2-20	26-3331
	橋本医院	北泉5-11-20	25-6262
	渡辺クリニック	西宮市5-17-1	24-2101
胃腸科	橋本医院	北泉5-11-20	25-6262
	ふじた内科クリニック	南大橋3-6-8	23-3986
	矢津内科消化器科クリニック	行事7-19-6	22-2524
	やまみち胃腸科内科	西泉7-2-1	23-2208
	山田医院	天生田940-1	22-1195
	渡辺クリニック	西宮市5-17-1	24-2101
アレルギー科	シュークリニック	辻垣242-1	25-8707
	藤田中央医院	中央2-10-8	23-0479
リウマチ科	おおみや整形外科医院	西宮市2-2-30	28-0038
	小柳整形外科クリニック	大橋3-1-28	26-1010
	宮城整形外科医院	大橋1-10-17	26-0123
消化器科	上田内科眼科医院	中央1-3-17	22-2132
	おのクリニック	南大橋5-6-5	26-7777
	しらかわ医院	北泉2-4-3	26-1103
	すえまつ医院	西泉4-1-37	22-1132
	ふじた内科クリニック	南大橋3-6-8	23-3986
	矢津内科消化器科クリニック	行事7-19-6	22-2524
	やまみち胃腸科内科	西泉7-2-1	23-2208
	行橋中央病院	西宮市5-5-42	26-7111
呼吸器科	くまがえ内科医院	中津熊390-1	23-3422
	新田原聖母病院	東徳永382	23-1006
	三木内科クリニック	行事7-11-7	23-5506

資料Ⅱ.3.15(1) 「避難行動要支援者施設一覧表」(その1)

《福祉施設》

(平成26年1月1日現在)

業種	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
日中活動の場	1	愛和社会復帰センター	南泉2-28-1	25-6623
	2	あんだんて	下崎1207	26-3294
	3	どんぐり	高来19-1	25-2923
	4	ハッピーライフ 行橋作業所	延永90-1	25-2246
	5	光センター	香尾590-5	25-8868
	6	ゆくはし第2ふれあいの家	下崎1235	23-3161
	7	夢活動センター 行橋	宮市町1-28 すえまつ興産ビル2階	24-8866
	8	わーく・いずみ	南泉4-11-6	24-1584
共同作業所	9	共同作業所 すまいる	南大橋3-15-18	23-3455
	10	共同作業所 どんぐり	今井657-1	25-2923
	11	地域活動支援センター「美夜古」	宝山600-4	22-1029
福祉就労の場	12	就労支援センター アシスト	金屋719-4	24-6066
	13	就労支援センター希京	宝山890-1	24-1886
	14	みやこの杜	大野井355-1	26-0303
グループホーム	(1)	愛和社会復帰センター	南泉2-28-1	25-6623
	15	泉荘	南泉4-11-5	24-1584
	16	グループホーム共生の里	南泉2-28-2	25-3958
	17	グレーブ	金屋801-4	23-8113
	18	行橋荘	行事4-4-20	25-2000
障がい児通所施設	19	グループホームわかば	大野井675-15	23-1230
	20	行橋みらい学園	道場寺1730-1	25-5343
小規模多機能型 居宅介護	21	ケアホーム来夢	道場寺1250	22-7020
	22	小規模多機能ホーム コスモス今元	大字今井3138-1	26-1811
	23	生活リハビリホーム 井戸端わいわい	大字流末1277-1	26-1030
複合型サービス	24	複合型サービス ひと息の村	行事7-25-3	22-7727
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	(16)	グループホーム 愛の家	南泉2-28-2	25-3926
	25	グループホームコスモス今川	大野井477-1	24-9021
	26	グループホーム つるとかめ	東大橋1-3-10	24-3649
	27	みやこの苑 グループホーム	二塚584	22-0231
	28	グループホーム 真心	道場寺1274-1	26-3030
	29	グループホームあおいうみ	西宮市1-12-33	25-7500
特別養護老人ホーム	(22)	グループホーム コスモス今元	大字今井3138-1	26-1811
	30	特別養護老人ホーム石並園	稲童字塚原3927	22-4844
老人保健施設	(27)	特別養護老人ホーム みやこの苑	二塚584	22-0231
軽費老人ホーム	31	介護老人保健施設 行橋園	北泉3-11-1	25-3434
	32	ケアハウスゆくはし	東徳永167-11	26-6100
介護付有料老人ホーム	(32)	ケアハウスゆくはし南館	東徳永167-1	23-3322
	33	ファミリーホーム・アバン1号館	行事1-13-67	24-6888
	34	ファミリーホーム・アバン2号館	行事1-4-11	26-2555
	35	介護付有料老人ホーム グランドホームゆくはし	西宮市2-2-35	26-2610
	36	さわやか行橋館	北泉3-11-3	25-8900
サービス付高齢者向け住宅	(32)	ケアハウスゆくはし	東徳永167-11	26-6100
地域有料賃貸住宅 (高齢者型)	37	ファミリーホーム・アバン3号館	大野井871-1	26-8877
住宅型有料老人ホーム	38	ライフラボ	西宮市5-30-3	22-1123
	39	なごみの家行橋	南泉1-258-2	25-8876
	40	泉の里	南泉3-916-13	55-0800
	41	かがやきの家	東大橋1-3-9	24-5250
	42	くつろぎの家	泉中央2-17-5	25-7238
	43	新芭蕉の杜	下津熊939-1	25-9285
	44	虹の家	南泉2-28-3	25-3942
	45	シルバーハウスしみずの郷	大字徳永480-2	24-5877
	46	ひだまり	稲童4042-7	26-3260
	47	シルバーメイト館行橋	大字延永224-1	25-4196
	48	シルバーハウス椿寿の里	大字徳永579	22-3696
	49	グループリビング コスモス今川	大字大野井478	26-0714
	50	あんしんの家	中央3-8-18	26-8188
	51	ひかりの里	西宮市1-6-25	26-5155
	52	有料老人ホーム さらい	大字延永90-1	28-8405
53	なのはな	大字天生田586-1	55-0780	
54	美咲の郷	大字金屋404-2	25-1156	
55	メディカルホームこころ	中央2-7-8	55-6279	

資料Ⅱ.3.15(2) 「避難行動要支援者施設一覧表」(その2)

《保育所・託児所》

(平成26年1月1日現在)

業種	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
保育所	1	大橋保育所	南大橋2-14-1	22-3313
	2	いずみ保育園	西泉3-3-8	22-1790
	3	中京保育園	宝山706	22-2213
	4	行橋保育園	大橋3-4-23	22-2389
	5	真光院保育園	稲童2483	23-9122
	6	浄喜寺保育園	今井1802	22-8508
	7	むつみ保育園	吉国645-3	22-1543
	8	みのり保育園	高来407	22-1296
	9	コスモス保育園	南泉2-18-40	23-0885
	10	おおぞら保育園	草野135-3	24-5556
	11	かざぐるま保育園	福原203-2	23-0065
	12	行事保育園	行事6-21-1	22-2214
託児所 (届出保育施設)	13	いちご園	西宮市1-11-12	25-5219
	14	ベビーホームANGEL	泉中央8-19-15	25-5894
	15	なかよし託児園	大野井22-4	23-6359
	16	子育てサポートセンター チーズ	西宮市2-2-35	26-2614
	17	育児園みるく	南泉3-55-13	23-2009

《幼稚園》

(平成26年1月1日現在)

業種	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
幼稚園	18	カトリック幼稚園	門樋町8-5	22-0807
	19	きらきら星幼稚園	矢留810	24-2214
	20	もんじゅ幼稚園	元永721	24-0355
	21	第二もんじゅ幼稚園	二塚836-2	24-5538
	22	野菊幼稚園	道場寺641	24-7275
	23	みずほ幼稚園	行事3-11-16	24-4593

《児童クラブ》

(平成26年1月1日現在)

業種	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0930)
児童クラブ	24	行橋小児童クラブ	大橋2-17-1	22-2975
	25	行橋北小児童クラブ	行事6-20-1	24-7752
	26	行橋南小児童クラブ	南大橋2-5-1	24-3515
	27	延永小児童クラブ	上津熊125	22-0214
	28	泉小児童クラブ	泉中央4-1-1	25-8075
	29	仲津小児童クラブ	道場寺1439	23-3399
	30	今元小児童クラブ	元永687	23-1155
	31	稗田小児童クラブ	下稗田967	22-0185
	32	今川小児童クラブ	宝山857	25-3102
	33	椿市小児童クラブ	長尾530	22-1150
	34	蓑島小児童クラブ	蓑島841-1	25-3341
	35	コスモス児童クラブ	南泉2-18-40	23-0885
	36	第2泉小児童クラブ	泉中央4-8-64	23-0044

資料Ⅱ.3.16 「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」

【浸水想定区域】

種別	NO.	名称	所在地	電話番号	FAX番号	浸水想定区域				伝達方法		
						0.5m以下	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	電話	FAX	使送
障がい者福祉施設	1	どんぐり	高来19-1	25-2923	25-2945		○			○	○	
	2	ハッピーライフ 行橋作業所	延永90-1	25-2246	28-8302		○			○	○	
	3	夢活動センター 行橋	宮市町1-28 すえまつ興産ビル2階	24-8866	24-8866			○		○	○	
	4	共同作業所 すまいる	南大橋3-15-18	23-3455	23-3455	○				○	○	
	5	共同作業所 どんぐり	今井657-1	25-2923	25-2949			○		○	○	
	6	就労支援センター アシスト	金屋719-4	24-6066	24-6069			○		○	○	
	7	みやこの杜	大野井355-1	26-0303	26-0302		○			○	○	
	8	グレーブ	金屋801-4	23-8113	-		○			○		○
	9	行橋荘	行事4-4-20	25-2000	25-3477	○				○	○	
	10	グループホームわかば	大野井675-15	23-1230	24-6872	○				○	○	
高齢者福祉施設	11	小規模多機能ホーム コスモス今元	大字今井3138-1	26-1811	26-1812			○		○	○	
	12	生活リハビリホーム 井戸端わいわい	大字流末1277-1	26-1030	26-1031	○				○	○	
	13	複合型サービス ひと息の村	行事7-25-3	22-7727	22-6696		○			○	○	
	14	グループホームコスモス今川	大野井477-1	24-9021	24-9021	○				○	○	
	15	グループホーム つるとかめ	東大橋1-3-10	24-3649	24-3649				○	○	○	
	16	グループホームあおいうみ	西宮市1-12-33	25-7500	25-7505		○			○	○	
	17	グループホーム コスモス今元	大字今井3138-1	26-1811	26-1812			○		○	○	
	18	介護老人保健施設 行橋園	北泉3-11-1	25-3434	25-6267	○				○	○	
	19	ファミリーホーム・アバン1号館	行事1-13-67	24-6888	24-8120				○	○	○	
	20	ファミリーホーム アバン2号館	行事1-4-11	26-2555	26-2550				○	○	○	
	21	介護付有料老人ホーム グランドホームゆくはし	西宮市2-2-35	26-2610	26-2611		○			○	○	
	22	さわやか行橋館	北泉3-11-3	25-8900	25-9001	○				○	○	
	23	ファミリーホーム・アバン3号館	大野井871-1	26-8877	-	○				○	○	
	24	ライフラボ	西宮市5-30-3	22-1123	22-1124			○		○		○
	25	かがやきの家	東大橋1-3-9	24-5250	24-5250				○	○	○	
	26	新芭蕉の杜	下津熊939-1	25-9285	25-7142			○		○	○	
	27	シルバーメイト館行橋	大字延永224-1	25-4196	25-4197	○				○	○	
	28	グループリビング コスモス今川	大字大野井478	26-0714	26-0715	○				○	○	
	29	あんしんの家	中央3-8-18	26-8188	26-8188		○			○	○	
	30	ひかりの里	西宮市1-6-25	26-5155	26-5154			○		○	○	
	31	有料老人ホーム さらい	大字延永90-1	28-8405	28-8302		○			○		○
	32	美咲の郷	大字金屋404-2	25-1156	-			○		○		○
	33	メディカルホームこころ	中央2-7-8	55-6279	26-3033			○		○	○	
保育園・託児所	34	大橋保育所	南大橋2-14-1	22-3313	22-3313		○			○	○	
	35	行橋保育園	大橋3-4-23	22-2389	22-2389			○		○	○	
	36	浄喜寺保育園	今井1802	22-8508	22-8508		○			○	○	
	37	おおぞら保育園	草野135-3	24-5556	24-5556	○				○	○	
	38	行事保育園	行事6-21-1	22-2214	22-2214	○				○	○	
	39	いちご園	西宮市1-11-12	25-5219	25-5219		○			○	○	
	40	なかよし託児園	大野井22-4	23-6359	23-6359	○				○	○	
	41	子育てサポートセンター チーズ	西宮市2-3-35	26-2614	26-2614		○			○	○	
児童クラブ	42	行橋小児童クラブ	大橋2-17-1	22-2975	22-2975			○		○	○	
	43	行橋南小児童クラブ	南大橋2-5-1	24-3515	24-3515	○				○	○	
	44	今元小児童クラブ	大字元永687	23-1155	23-1155		○			○	○	
	45	葦島小児童クラブ	大字葦島841-1	25-3341	25-3341			○		○	○	
幼稚園	46	カトリック幼稚園	門樋町8-5	22-0807	22-0807		○			○	○	
	47	もんじゅ幼稚園	元永721	24-0355	24-0355		○			○	○	
	48	みずほ幼稚園	行事3-11-16	24-4593	22-3392		○			○	○	

【土砂災害】

種別	NO.	名称	所在地	電話番号	FAX番号	土砂災害警戒区域		伝達方法		
						急傾斜地の崩壊	土石流	電話	FAX	使送
障がい者福祉施設	1	泉荘	南泉4-11-5	24-1584	24-2654	○		○	○	
	2	わーくいずみ	南泉4-11-6	24-1584	24-2654	○		○	○	

資料Ⅱ.3.17 「福岡県の備蓄物資一覧表」

1 食糧

(1) 県(福祉総務課)

平成7年6月、県内6業者と締結した食糧供給協力協定により、災害時における供給に備える。

品 目	供給可能食数	供給業者
おにぎり	22,000	3
パン	33,000	3
乾パン	18,000	県備蓄

(2) 市町村

品 目	数 量	品 目	数 量
乾パン	6,735食	副食缶詰	11,978個
米	3,459kg	飲料水	45,795リットル
主食缶詰	7,028個	飲料水(協定)	8,258リットル

(平成21年4月現在)

2 生活必需品等

(1) 県(福祉総務課)

県消防学校に下記の災害救助物資を備蓄している。

品 目	数 量	品 目	数 量
歯ブラシ	3,000本	尿パット	6,600枚
歯磨き	1,000本	生理用ナプキン	19,000枚
タオル	3,000本	ポリタンク	1,000個
石鹸	1,000個	下着	6,000枚
紙おむつ(小児用)	7,400枚	毛布	3,000枚
紙おむつ(大人用)	6,000枚	ジャージ	6,000枚

(平成21年4月現在)

(2) 日赤(福岡)

品 目	数 量	品 目	数 量
毛布	6,050枚	タオルセット	423組
緊急セット	2,773組	医薬品セット	723組

(平成21年12月31日現在)

(3) 市町村

品 目	数 量	品 目	数 量
毛布	9,420枚	被服	1,318組
毛布(協定)	8,931枚	医療品セット	2,041組
簡易トイレ	12個	ローソク	2,290本
テント	62張	懐中電灯	3,286個

(平成21年4月現在)

3 医薬品等

(1) 県(薬務課)

【緊急医薬品等セット概要 2万人分の内容】

区 分	品 名	備蓄方法	品目数		備蓄先	
診療創傷セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	6	49	医療機器 協会会員	
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血鉗子、鉗子立等	保管	43			
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ等	流通	4	21		
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	17			
衛生材料セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯等	流通	13	24		医薬品卸業 協会会員
	皮膚用鉛筆、石鹸等	保管	11			
事務用品セット	筆記具等	保管	28	28		
医薬品	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	38	39		
	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	購入保管	1			
合 計			161			

